申告会場がヒルホテルサンピア伊賀に変わります

税の申告は期間内にお早めに

所得税、個人事業者の消費税、贈与税、市・県民税　合同申告会場

◆とき　2月16日(木)～3月15日(水)（土・日曜日、休日を除く。）
午前9時～午後5時
※受付は午後4時に終了します。
※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ところ　ヒルホテルサンピア伊賀　3階　伊賀の間
※申告会場開設期間中は、「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」内には、申告会場を設けませんのでご注意ください。

令和4年分所得税、個人事業者の消費税、贈与税の確定申告と、令和5年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けます。上記開設期間中にお早めに申告してください。

◆電子申告・郵送提出ができます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、e-Tax（電子申告）または郵送による提出をおすすめしています。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

◆確定申告書用紙について

ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増えていることから、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきを送付する場合があります。

申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページの「確定申告特集」に掲載していますので、適宜印刷してご利用ください。

【申告書の送付先・問い合わせ】
○所得税、消費税、贈与税の確定申告
上野税務署
☎21・0950　※自動音声案内
○市・県民税の申告
課税課　☎22・9613
FAX 22・9618
✉ kazei@city.iga.lg.jp

○会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、LINEアプリで事前に入手できるほか、当日、会場で配付します。
なお、整理券の配付状況により、後日の来場をお願いすることがあります。
○来場の際は、マスクを着用して、入口などで手指消毒をお願いします。
○入場の際に、検温を実施し、体温が37・5度以上の人は、入場をお断りします。

会場までの無料送迎バスをご利用ください

■旧市役所（市営上野公園駐車場前）・市役所本庁舎経由　⇔　ヒルホテルサンピア伊賀

運行日	旧市役所発時刻	市役所本庁舎発時刻	申告会場発時刻
2月17日(金)・22日(水)・28日(火) 3月　9日(木)・14日(火)	10：00 12：30 15：00	10：15 12：45 15：15	10：45 13：45 16：10

■支所・地区市民センター　⇔　ヒルホテルサンピア伊賀

発着場所		運行日
支　所	地区市民センター	
青山支所	神戸・比自岐・依那古	3月　3日(金)・3月　9日(木)
阿山支所	府中・中瀬	2月24日(金)・3月　7日(火)
島ヶ原支所	長田・小田	3月　1日(水)
伊賀支所・大山田支所	友生	3月　7日(火)・3月10日(金)
――	きじが台・古山・猪田	3月　2日(木)
――	諏訪・新居・三田	2月17日(金)・3月　8日(水)
――	花垣・花之木・久米	3月　6日(月)

○「支所・地区市民センター ⇔ ヒルホテルサンピア伊賀」の送迎バスの時刻表は、各支所もしくは発着場所となる地区市民センターに設置します。
○交通事情などにより、運休または発着時刻が遅れる場合があります。
○会場へは、上記無料送迎バスのほか、公共交通機関もご利用ください。

市・県民税申告会場

開催日	会　場	時　間
2月　1日（水） 2日（木）	阿山保健福祉センター　ホール	●受付開始時間 午前8時30分 ●相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時
2月　8日（水） 9日（木）	島ヶ原支所　2階会議室	
2月15日（水） 16日（木）	大山田福祉センター　ふれあい広場	
2月21日（火） 22日（水）	青山複合施設 アオーネ（阿保地区市民センター）　会議室 ※今年度から変更になりました	
3月　1日（水） 2日（木）	いがまち保健福祉センター　研修室	

※午前は定員25人になり次第、受付を締め切ります。それ以降は午後からの相談になります。
※会場はかなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告は、合同申告会場をご利用ください。

申告が必要な人

■所得税の確定申告が必要な人

①事業をしている場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、令和４年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合

②給与所得者で

○給与の年収が 2,000 万円を超える場合

○１カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額の合計額が 20 万円を超える場合

③２カ所以上から給与などの支払いを受けている人で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が 20 万円を超える場合

※令和４年中の公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。

※確定申告をする必要のない人でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

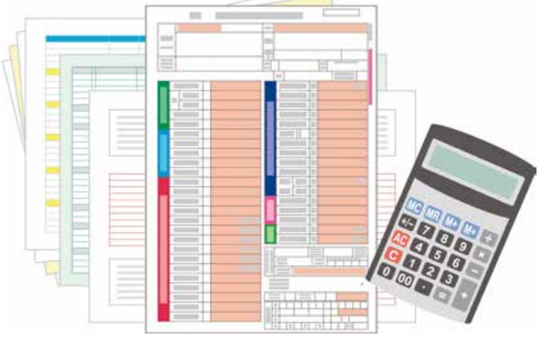

こちらでチェック！

■市・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在伊賀市に	住民票がある	令和４年中に所得があった	所得が給与のみ	給与支払報告書が勤務先から提出済み	申告不要
				給与支払報告書が勤務先から未提出	申告必要
			所得が公的年金のみ	公的年金支払報告書が支払者から提出済み	申告不要
				上記の人のうち社会保険料控除などを受ける	申告必要
				公的年金支払報告書が支払者から未提出	申告必要
			営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった		申告必要
			医療費控除などを受けたい		申告必要
		令和４年中に所得がなかった	市内在住の人に扶養されていた		申告不要
			市内在住の誰にも扶養されていなかった		申告必要
	住民票がない		市内に事務所・事業所・家屋敷を所有している ※所定時期に申告書を送付します。		申告必要

国民健康保険加入者と福祉医療受給者は市・県民税の申告が必要です

◆所得により保険税額を減額します

伊賀市国民健康保険では、法令で定められた所得基準を下回る世帯は、均等割額と平等割額の７割、５割または２割を減額します。

◆減額には市・県民税の申告が必要です

世帯主とその世帯の被保険者全員の総所得金額などの合算額により該当するか判定します。収入状況が不明な人のいる世帯は減額できません。

前年に収入がまったくない人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人で、市内在住の誰にも扶養されていなかった人は、国民健康保険税の賦課資料と福祉医療受給資格認定資料にもなるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

【申告期間】 ２月 16 日㈭～３月 15 日㈬

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22-9659　FAX 26-0151

✉ hoken@city.iga.lg.jp

申告に必要なもの

①本人確認書類　マイナンバーカード（個人番号カード）

※マイナンバーカードがない場合は、通知カード（氏名、住所などが住民票の記載事項と一致していること。）と身元確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート（旅券）、在留カード　など）

②申告書（税務署または市役所から送付されている人）

③税務署からのお知らせはがき（送付された人のみ）

④令和４年中の所得を明らかにできる書類

源泉徴収票または支払調書、収支内訳書または青色申告決算書（事前に作成）、配当の支払通知書などその所得を証明する書類

⑤控除を受けるために必要な証明書など

○国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収証または証明書

※あらかじめ令和４年中の支払金額を計算しておいてください。年金から天引きされている場合は、公的年金などの源泉徴収票に金額が記載されています。

○国民年金保険料の控除証明書

○生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの証明書

○医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書（事前に作成）

○そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類

⑥所得税の還付申告をする人は、預貯金口座情報のわかるもの（申告する人の名義に限る。）

⑦筆記用具

※申告内容によっては①～⑦以外に、ほかの書類などが必要になる場合があります。

※昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズにできます。

その他注意事項

◆医療費控除の明細書

領収証などの提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで、明細の記載を省略できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

◆ふるさと納税（寄附金控除）の申告

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人でも、５団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

◆確定申告書 第二表　住民税に関する事項の記入

16 歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されません。

◆申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

◆要支援・要介護認定を受けている人の税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても、次のすべてに該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税、市・県民税の障害者控除を受けることができます。

○市内に住所がある 65 歳以上で、12 月 31 日現在で要支援・要介護認定を受けている人

○直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

認定書の交付には申請が必要です。認定書の交付は１月中旬以降となります。認定基準など、ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課　☎ 26-3939　FAX 26-3950

✉ kaigo@city.iga.lg.jp